

平成20年10月
警察庁
共管各省庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する
意見の募集結果について

警察庁において、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集を行ったところ、3通の御意見を頂きました。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令が10月3日に公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

2 命令等の案を公示した日

平成20年7月24日

3 御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今般立案した命令等の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 3通

（内訳）

電子メール 3通

F A X 0通

郵 送 0通

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>複数の司法書士等の特定事業者が連携して一連の手続（設立等）を行う場合における本人確認について、特定事業者が一度行った確認結果を他の特定事業者を引き継ぐこととし、特定事業者ごとの本人確認手続を求めないこととするなど、手続の省略化を検討すべきである。</p>	<p>一般に、各特定事業者が、顧客との間で、設立等に関する行為・手続の代理・代行契約の締結に際して犯罪による収益の移転防止に関する法律上義務付けられた本人確認を行うのが原則ですが、手続の省力化等のために、当該本人確認業務を他の特定事業者に委託することも可能です。</p> <p>ただし、その場合、委託した特定事業者の責任において本人確認及び本人確認記録の作成、保存の措置が確実に行われることが必要であり、また、当該特定事業者は、自らの事務所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに本人確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならないと考えます。（万が一これらの措置が行われなかったときは、委託した特定事業者による指示の有無にかかわらず、当該特定事業者に対して監督措置がとられることがあります。）</p> <p>なお、司法書士については、他の法令（司法書士法施行規則）上他人をしてその業務を取り扱わせることが認められておりませんので、御留意ください。</p>